

## 神経内視鏡手術手技講習会ガイドライン

日本神経内視鏡学会(以下本会)は、神経内視鏡手術に携わる医師が、神経内視鏡の構造と取り扱い方法、全ての神経内視鏡手術に共通する基本的手術手技、合併症対策等を習得し、これにより本邦における神経内視鏡手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的として、2006年日本神経内視鏡学会技術認定制度(以下本制度)を制定した。そこで本制度の目的を達成するために、本会では神経内視鏡手術手技講習会ガイドラインを以下に定める。

- 1) 日本神経内視鏡学会技術認定制度委員会(以下制度委員会)は、日本神経内視鏡学会技術認定制度施行細則(以下施行細則)第9条に定める講習会を、本学会学術集会時に行う。また同内容の講習会を、日本脳神経外科コンGRESS時にも行うこととする。
- 2) 1)に定める講習会以外の講習会は、事前にその内容を日本神経内視鏡学会技術認定制度委員会に届け出て、施行細則第5条5)に定める制度委員会主催の講習会に準ずる講習会の認定を受けるものとする。届け出用紙は別途定める。
- 3) 技術認定を申請する者は、日本神経内視鏡学会に入会の上、会員として上記1)に定める講習会を2回受講する。なお、本会主催の講習会(施行細則第9条)の受講が1回の場合は、それに準ずる講習会(施行細則第9条6))を1回以上受講する。
- 4) 本会認定講習会の認定基準は以下のとおりとする。
  - ・講師1名あたり受講生4名を越さないことを目安とする。
  - ・技術認定制度委員が最低1名参加していなければならない。
  - ・原則、硬性鏡と軟性鏡の両方を含むこととする。
  - ・単一コースを認定するかについては、技術認定制度委員会で判断する。
  - ・公募されていない(セミクローズド)講習会については、認めない。

参照)

日本神経内視鏡学会技術認定制度施行細則第5条

申請者の提出書類等は以下の通りである。

- 1) 技術認定医申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本脳神経外科学会専門医認定証(写)
- 4) 本学会学術集会参加証明書類(過去2回以上)(写)
- 5) 本会(制度委員会)主催の講習会(施行細則第9条)の受講証明書(写)(過去2回)。なお、本会(制度委員会)主催の講習会(施行細則第9条)の受講が1回の場合は、それに準ずる講習会(施行細則第9条6))の受講証明書(写)(過去1回以上)
- 6) 申請者の対象手術手技の技術を保証し得る、技術認定医1名の推薦状
- 7) 対象手術手技実績一覧表
- 8) 技術認定審査料30,000 円

日本神経内視鏡学会技術認定制度施行細則第9条

制度委員会は、安全な神経内視鏡手術の普及を目的に、以下に定める講習会を本学会学術集会時に行う。またこれに準ずる講習会の認定を行う。

- 1) 制度委員会委員が中心となって講師をつとめること。

- 2) 講習には硬性鏡,軟性鏡の両者を含むこと.
- 3) 模型等を用いて機器類の基本操作と2次元ビデオモニター像下での深度感覚,拡大画像下での視覚-手指運動協調,止血法,合併症対策等を習得することを目的とすること.
- 4) 第3脳室底開窓術・生検術を含む脳室・嚢胞内手術,経蝶形骨洞手術,脳内血腫吸引術,神経内視鏡補助顕微鏡手術, 脊髄内視鏡手術,その他の基本手技習得を目的とすること.

以下に例を示す。

#### ガイドラインに沿った神経内視鏡手術講習会

##### 午前全員参加

- 1.内視鏡(硬性鏡、軟性鏡を含む)の基本的扱い。
- 2.止血操作実習(モデル使用)
- 3.脳室内観察操作(モデル使用)

##### 午後希望により次のうちからコースを選択

- 1.脳室内視鏡コース
- 2.下垂体コース
- 3.血腫、顕微鏡支援コース

基本的に、遺体を用いたコースは必須としません。